



目 次

告 示	ページ
○大規模小売店舗の新設に関する届出（経営支援課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（治山林道課）	1
○国土調査の成果の認証（用地対策課）	2
○道路の区域変更（道 路 課）	2
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則（2・10掲示）	2
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正（2・17掲示）	2
◎〃（2件）	3

告 示

高知県告示第96号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成23年2月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
- (2) 届出者の住所
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス具同店
四万十市具同字西五反田2603番ほか
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

- (5) 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年10月2日
 - (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,469平方メートル
 - (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
57台
イ 駐輪場の収容台数
20台
ウ 荷さばき施設の面積
79.5平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
10.99立方メートル
 - (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設No. 1 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設No. 2 午後10時から午前6時まで
- 2 届出年月日
平成23年2月2日
 - 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
四万十市商工観光課
 - 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第97号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成23年2月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
幡多郡大月町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
魚つき
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
幡多郡大月町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
幡多郡大月町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第98号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成23年2月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町（次の図に示す部分に限る。）
- （2） 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- （3） 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア） 主伐は、択伐による。
（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町（次の図に示す部分に限る。）
- （2） 保安林として指定された目的
魚つき
- （3） 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア） 主伐は、択伐による。
（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町（次の図に示す部分に限る。）
- （2） 保安林として指定された目的
航行の目標の保存
- （3） 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア） 主伐は、択伐による。
（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第99号

高知市御豊瀬地区、安芸郡北川村久木の一部地区、土佐郡土佐町大淵及び笹ヶ谷地区並びに吾川郡いの町清水上分、中追、小川西津賀才、小川東津賀才及び勝賀瀬の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成23年2月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
（1） 高知市
（2） 北川村
（3） 土佐町
（4） いの町
 - 2 調査を行った地域及び時期
（1） 高知市御豊瀬
平成20年度及び平成21年度
（2） 安芸郡北川村久木の一部
平成20年度及び平成21年度
（3） 土佐郡土佐町大淵及び笹ヶ谷
平成20年度及び平成21年度
（4） 吾川郡いの町清水上分、中追、小川西津賀才、小川東津賀才及び勝賀瀬の各一部
平成20年度及び平成21年度
 - 3 成果の名称
（1） 高知市地籍図及び地籍簿
（2） 北川村地籍図及び地籍簿
（3） 土佐町地籍図及び地籍簿
（4） いの町地籍図及び地籍簿
 - 4 認証年月日
平成23年2月25日
- 高知県告示第100号**
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成23年2月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年2月25日
- 1 道路の種類 国道

- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町北川字七本木8365番1から高岡郡津野町北川字日野地8394番1まで	前	5.5 } 8.8	81
	後	7.5 } 28.3	81

公安委員会規則

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年2月10日（掲示済）

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

高知県公安委員会規則第1号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

- 高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
- 第38条第3号ア中「及び特別捜査班長」を「、特別捜査班長及び機動捜査隊副隊長」に改める。
- 第45条の2第1項中「又は警部」を「若しくは警部又はこれらに相当する一般職員」に改める。
- 第55条第1項中「及び組織窃盗対策官」を「、組織窃盗対策官及び機動捜査隊長」に改め、「、機動捜査隊長」を削り、「及び特別捜査班長」を「、特別捜査班長及び機動捜査隊副隊長」に改め、同条第8項中「機動捜査隊長、」を削り、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。
- 8 機動捜査隊長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、機動捜査に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。
第55条に次の1項を加える。
- 10 機動捜査隊副隊長は、上司の命を受け、機動捜査に関する事務について機動捜査隊長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成23年2月21日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第1号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成23年2月21日から施行する。

平成23年2月17日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

別表第2の5級の項中「機動捜査隊副隊長」を削り、同表の6級の項中

「検視官」

を

「検視官
機動捜査隊副隊長
高齢者交通安全対策官」

に、

「高速道路交通警察隊副隊長」

を

「高速道路交通警察隊副隊長
外事情報室長
警衛・警護対策官」

に改め、同表の7級の項中「会計監査室長」を削り、

「適正捜査指導官」

を

「適正捜査指導官
警察総合相談室長」

に改め、「通信指令室長」を削り、

「検視官」

を

「検視官
機動捜査隊長」

に改め、「高齢者交通安全対策官」及び「警備管理官」を削る。

高知県人事委員会告示第2号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成23年3月2日から施行する。

平成23年2月25日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

別表第2の6級の項中「刑事企画指導室長」を削り、同表の7級の項中

「検視官」

を

「検視官
刑事企画指導室長」

に改める。

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成23年3月18日から施行

する。

平成23年2月25日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

別表第2の6級の項中「聴聞官」を削り、同表の7級の項中「交通管理調査官」

を

「交通管理調査官
聴聞官」

に改める。